

発議案第4号

被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月12日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	飯 川 英 樹
	同	高 山 敏 朗

## 提案理由

国に対し、被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求め  
る意見書

元日に石川県能登地方を襲った地震により241人が亡くなり、7万棟以上の住宅で被害が確認されている。仮設住宅の整備や、住宅が損壊して居住できない被災者の住宅再建への支援が急務である。

1995年の阪神・淡路大震災の際にも甚大な被害が生じており、当時の被災者の粘り強い運動が、個人への補償をしないという国の方針を転換させ、被災者生活再建支援法を制定させた。しかしながら、その支援金の支給額は不十分で、支給対象も限られており、能登半島地震の被災者支援において、改めて法改正の必要性が浮き彫りとなっている。

建設資材物価指数のデータによると、昨年12月の建設資材価格は2020年12月の法改正時と比べて151%となっているにもかかわらず、住宅の建設・購入等に対する支援金の支給額は引き上げられていないため、事実上目減りしており、住宅の再建がままならない状況となっているのである。

そのため、住宅が全壊した場合の建設・購入に対する支援金の支給額を現状の300万円から500万円に引き上げるとともに、全壊、大規模半壊、中規模半壊だけではなく、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊にまで支援金の支給対象を拡充することが被災者の住宅再建には不可欠である。

よって、本市議会は国に対し、被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様